

手萩、峰浜坂形、峰浜田中、
 浜沼田、峰浜畑谷
 浜埜のうち字大沢家ノ下、字
 沢上、字大沢口、字大沢下、
 大槻野、字形ヶ沢、字上才神、
 強坂塚、字才門四郎台、字下
 神、字神祇林、字長漕、字仲
 、字豊前長根、字豊後長根、
 坊沢、字水無、字横内家下、
 横内下、字横内前田表
 浜水沢のうち字赤坂茶右工門
 、字家ノ下谷地、字ウトウ坂
 、字カツチキ台、字上下中田
 、字上中田表家後、字上谷
 、字木ノ宮前、字下カツチキ
 、字下中田表、字高間館下、
 寺ノ後、字中台、字浜ノ下谷
 、字二子原、字水汲沢出口、
 水汲沢出羽通、字水汲沢大道
 、字水沢、字三ツ森カツチキ
 、字三ツ森家東、字三ツ森元
 布、字湯ノ沢岱
 浜目名瀧のうち字蝦夷倉、字
 沼、字観音堂、字桐木台、字
 中野、字佐之助川原、字下谷
 、字治郎兵工屋敷、字中渡上
 、字中渡下台、字中渡中台、
 萩ノ台、字目長田、字目長田
 後、字目名瀧

掲げる地域を除

を

八峰町

(一)項、(三)項及び(四)項に掲げる地
域を除く地域

に改め、

に改め、同表(二)項中

八森町

(三)項及び(四)項に
く地域

上 横

字鉱山家ノ上、字鉱山、字八森
 山、字本沢、字上山内沢、字大
 持沢、字大持、字大淵、字下三
 十釜、字三十釜、字上三十釜、
 字池ノ台、字八代台、字長根、
 字杉ノ沢、字鎌台道、字滝ノ沢、
 字松倉、字堰根口、字古山出口、
 字穴通、字字持巢、字馬立場横
 沢、字ナメトコ沢

を

峰浜村

石川
 水沢のうち字大槻野東又、字大
 槻野西又、字大久保
 目名瀧のうち字岩子
 埜のうち字埜、字大信田、字長
 木沢

を削り、同表(三)項中

八峰町

字穴通、字池の台、字馬立場
 沢、字大淵、字上三十釜、字
 山内、字鎌台道、字鉱山、字
 山家の上、字字持巢、字三
 釜、字杉の沢、字堰根口、字
 持、字大持沢、字滝の沢、字
 根、字ナメトコ沢、字八森山
 字古山出口、字松倉、字本沢
 字八代沢
 峰浜埜のうち字石滝ノ上、字
 ノ倉、字頭無、字頭無出口、
 上小滝、字上一ノ倉、字久
 沢、字小滝、字三郎右工門
 口、字下番鳥、字土沢、字土
 出口、字二ノ倉、字番鳥、字
 鳥向
 峰浜水沢のうち字石黒、字
 岱、字大岱家ノ上、字大岱
 下、字手這坂、字苗代沢出口
 字水沢山

八森町

、道大 番 沢 出 ネ 字 一 、 、 長 大 十 鉦

瀬 沢

中

に 改 め、

附 則

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。

に 改 め る。

| |
|-----------------------------|
| 八 森 町 |
| 字橋掛、字三ノ又、字中ノ又、 字一ノ又、字真瀬沢 |

| |
|--------------------------------|
| 峰 浜 村 |
| 塙のうち字石滝の上 水沢のうち字手這坂、 字大岱 |

を

を 削 り、 同 表 (四) 項

| |
|----------------|
| 八 峰 町 |
| 字橋掛、字真 国有林地 |

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 〒990-0005 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(0862)876600 FAX(0863)00005
 E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp
 秋田山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄